

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第26号）…………… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第27号）…………… 2
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第28号）…………… 2
- 秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第29号）…………… 2
- 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（第30号）…………… 3
- 秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例（第31号）…………… 3

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第182号）…………… 3
- 現金取扱員への再委任について（第183号）…………… 3
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第184号）…………… 3
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第185号）…………… 3
- 市道路線の認定について（第186号）…………… 4
- 市道路線の区域決定および供用の開始について（第187号）…………… 4
- 平成19年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第188号）…………… 4
- 納税通知書の公示送達について（第189号）…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第190号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第191号）…………… 7
- 納税通知書の公示送達について（第192号）…………… 7
- 功労者名簿への登録について（第193号）…………… 7
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第194号）…………… 7
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について（第195号）…………… 9
- 住居表示を実施する区域等について（第196号）…………… 9
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第197号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第198号）…………… 9
- 放置自転車等の撤去および保管について（第199号）…………… 9
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第200号）…………… 10
- 地縁による団体の認可について（第201号）…………… 10
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第202号）…………… 10
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第203号）…………… 12
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第204号）…………… 12

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 12

選 管 告 示

- 平成19年7月29日執行予定の参議院議員秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第45号）…………… 12
- 平成19年7月11日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第46号）…………… 12
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第47号）…………… 12
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第48号）…………… 13
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第49号）…………… 13
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における投票所について（第50号）…………… 13
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻について（第51号）…………… 14
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について（第52号）…………… 14
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第53号）…………… 15
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第54号）…………… 15
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第55号）…………… 20
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について（第56号）…………… 23
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第57号）…………… 23
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第58号）…………… 23
- 平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所の指定について（第59号）…………… 23
- 平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第60号）…………… 24

○平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について (第61号) ……………24

農 委 告 示

○農業委員会の招集について (第 9号) ……………24

上下水道局告示

○指定給水装置工事業者の指定について (第51号) ……………24

○指定排水設備工事業者の指定について (第52号) ……………24

公 告

○事業認定申請書およびその添付書類の縦覧について……………24

○開発行為に関する工事の完了について……………24

○旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について……………25

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………25

○後期高齢者医療制度市区町村システム等の開発導入業務の公募型プロポーザルの実施について……………25

○入札参加希望者の公募について……………26

○秋田市ポートタワー再生プラン策定委託業務の公募型プロポーザルの実施について……………27

○開発行為に関する工事の完了について……………28

○開発行為に関する工事の完了について……………28

○開発行為に関する工事の完了について……………28

○農用地利用集積計画の策定について……………28

○秋田農業振興地域整備計画の変更について……………28

○入札参加希望者の公募について……………29

○平成19年 9月 2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数について……………29

○建築基準法による総合的設計による一団地の建築物の認定について……………29

○秋田市斎場の改築に関する基本・実施設計業務委託の技術提案書の提出について……………30

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について……………31

○入札参加希望者の公募について……………31

○入札参加希望者の公募について……………32

○入札参加希望者の公募について……………33

条 例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第26号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例 (昭和22年秋田市条例第 4号) の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,700円」を「10,600円」に改め、同表投

票所の投票管理者の項中「12,700円」を「12,600円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,200円」を「11,100円」に改め、同表開票管理者の項中「10,700円」を「10,600円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,800円」を「10,700円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「9,500円」に改め、同表開票および選挙立会人の項中「8,900円」を「8,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第27号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例 (昭和25年秋田市条例第36号) の一部を次のように改正する。

第122条の 2 第 5項中「第36条の 2 の 4」を「第36条の 2 の 3」に改める。

第130条中「第701条の12第 4項」を「第701条の12第 5項」に、「若しくは」を「もしくは」に改める。

附則第 6条の 8 の 2 第 4項第 2号中「第12条第23項」を「第12条第22項」に改め、同条第 5項中「第12条第25項」を「第12条第24項」に改め、同条第 6項中「者は」の次に「、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から 3月以内に」を加え、「第 7条第 8項各号」を「第 7条第 7項各号」に改める。

附則第 6条の11第 2項ただし書中「、家屋の改築もしくは損壊その他これら」を「その他これ」に、「市を」を「市内を」に改める。

附則第19条第 3項中「第36条の 5 から第37条まで」を「第36条の 5、第37条」に改める。

附則第23条の 4 第 3項中「平成20年 3月31日」を「平成21年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第19条の改正規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第28号

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中心卸売市場業務条例 (昭和49年秋田市条例第28号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 (2)の項を削る。

別表第 2に次のように加える。

(4) 花きのうち切り花、種苗、鉢植えのものおよび枝物

附 則

この条例は、卸売市場法 (昭和46年法律第35号) 第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。
平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第29号

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「結核病床 32床」を「結核病床 22床」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 8月 1日から施行する。

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第30号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「9,600円」を「9,900円」に、「5,100円」を「5,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第31号

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例

秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | | |
|-----------------|---------------------|-----------------|
| 秋田市桜ガ丘 地域下水道 | 秋田市桜ガ丘五 丁目13番地13 | 秋田市桜ガ丘五丁目全 域 |
|-----------------|---------------------|-----------------|

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成19年 7月19日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の際現に秋田市桜ガ丘地域下水道を使用している者については、改正後の秋田市地域下水道条例の相当規定により手続がなされたものとみなす。

告 示

秋田市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年 7月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

| 委任する 出 納 員 | 委任を受ける 現金取扱員 | 委 任 事 務 |
|---------------|-----------------|--|
| 大門 義廣 | 相原 憲男 | 浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。 |

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年 7月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

| 委任する 出 納 員 | 委任を受ける 現金取扱員 | 委 任 事 務 |
|---------------|-----------------|-----------------------------------|
| 和賀 芳宏 | 佐渡 良二 | 市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。 |

秋田市告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年 7月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

| | |
|--|---|
| 介護保険事業所番号 | 0 5 9 0 1 0 0 2 3 6 |
| 指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地 | 小規模多機能型居宅介護事業所 愛好苑 秋田市柳田字境田140番地 |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 株式会社 愛好苑 能代市字西赤沼28番地 7 代表取締役 渡 部 好 則 能代市字西赤沼28番地 7 |
| 指定の年月日 | 平成19年 6月29日 |
| サービスの種類 | 小規模多機能型居宅介護 |

秋田市告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年 7月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

| | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 0 5 9 0 1 0 0 2 3 6 |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地 | 小規模多機能型居宅介護事業所 愛好苑 秋田市柳田字境田140番地 |
| 当該事業所の指定の申請者および主たる事務 | 株式会社 愛好苑 能代市字西赤沼28番地 7 |

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 所の所在地ならびに代表者の氏名および住所 | 代表取締役 渡部 好 則 能代市字西赤沼28番地 7 |
| 指定の年月日 | 平成19年 6月29日 |
| サービスの種類 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第186号

市道路線認定に関する告示

1 認定路線

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|-------|-----------|--------------------------------|--------|
| | | 終 点 | |
| 20937 | 仁井田栄町21号線 | 仁井田栄町295番3地先 仁井田栄町295番地先 | |
| 20938 | 仁井田栄町22号線 | 仁井田栄町295番33地先 仁井田栄町295番4地先 | |
| 41244 | 境内川原24号線 | 濁川字家ノ前1番31号地先 濁川字家ノ前1番33号地先 | |

2 縦覧期間

平成19年 7月 3日から

平成19年 7月17日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7月 3日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第187号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 起 点 | 延長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|-----------|--------------------------------|--------------|---------------|
| | | 終 点 | | |
| 市道 | 仁井田栄町21号線 | 仁井田栄町295番3地先 仁井田栄町295番地先 | 73.00 | 6.00 |
| 市道 | 仁井田栄町22号線 | 仁井田栄町295番33地先 仁井田栄町295番4地先 | 160.00 | 6.00 |
| 市道 | 境内川原24号線 | 濁川字家ノ前1番31号地先 濁川字家ノ前1番33号地先 | 270.00 | 6.00 |

2 区域決定および供用開始の期日

平成19年 7月 3日

3 縦覧期間

平成19年 7月 3日から

平成19年 7月17日まで

平成19年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,594,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

秋田市告示第188号

平成19年 7月 2日の「平成19年 6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年 7月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----|----------|-----------------|-------------|-----------------|
| 14 | 使用料及び手数料 | 千円 2,229,012 | 千円 7,430 | 千円 2,236,442 |

| | | | | |
|----------|----------|-------------|---------|-------------|
| | 2 手数料 | 848,163 | 7,430 | 855,593 |
| 15 国庫支出金 | | 12,535,287 | 69,820 | 12,605,107 |
| | 2 国庫補助金 | 2,725,533 | 69,820 | 2,795,353 |
| 16 県支出金 | | 5,433,254 | 12,974 | 5,446,228 |
| | 2 県補助金 | 2,327,641 | 3,474 | 2,331,115 |
| | 3 委託金 | 762,428 | 9,500 | 771,928 |
| 17 財産収入 | | 284,037 | 107,998 | 392,035 |
| | 2 財産売払収入 | 47,838 | 107,998 | 155,836 |
| 20 繰越金 | | 683,000 | 195,200 | 878,200 |
| | 1 繰越金 | 683,000 | 195,200 | 878,200 |
| 21 諸収入 | | 6,096,702 | 7,500 | 6,104,202 |
| | 4 受託事業収入 | 162,260 | 5,000 | 167,260 |
| | 5 雑入 | 914,899 | 2,500 | 917,399 |
| 22 市債 | | 9,026,500 | 43,700 | 9,070,200 |
| | 1 市債 | 9,026,500 | 43,700 | 9,070,200 |
| 歳 入 | 合 計 | 113,150,000 | 444,622 | 113,594,622 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-----------|------------------|-------------|------------------|
| 2 総務費 | | 千円 13,709,837 | 千円 2,500 | 千円 13,712,337 |
| | 1 総務管理費 | 11,670,909 | 2,500 | 11,673,409 |
| 3 民生費 | | 31,622,056 | 203,118 | 31,825,174 |
| | 1 社会福祉費 | 14,297,505 | 203,118 | 14,500,623 |
| 8 土木費 | | 19,324,097 | 229,004 | 19,553,101 |
| | 1 土木管理費 | 451,239 | 7,430 | 458,669 |
| | 2 道路橋りょう費 | 4,877,302 | 5,000 | 4,882,302 |
| | 5 都市計画費 | 6,677,401 | 100,445 | 6,777,846 |
| | 7 住宅費 | 1,274,247 | 116,129 | 1,390,376 |

| | | | | |
|---------|---------|-------------|---------|-------------|
| 10 教育費 | | 11,572,496 | 10,000 | 11,582,496 |
| | 5 社会教育費 | 2,134,962 | 10,000 | 2,144,962 |
| 歳 出 合 計 | | 113,150,000 | 444,622 | 113,594,622 |

第2表 市債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限 度 額 | | | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------|-----------|--------|-----------|-------|-----|-------|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | | | |
| 住 宅 費 | 501,900 | 43,700 | 545,600 | | | |
| 計 | 9,026,500 | 43,700 | 9,070,200 | | | |

平成19年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 平成19年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,766

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,788,865千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|-----------------|--------------|-----------------|
| 3 国庫支出金 | | 千円 7,879,937 | 千円 13,446 | 千円 7,893,383 |
| | 2 国庫補助金 | 2,044,095 | 13,446 | 2,057,541 |
| 7 繰入金 | | 2,262,382 | 97,320 | 2,359,702 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,262,382 | 97,320 | 2,359,702 |
| 歳 入 合 計 | | 30,678,099 | 110,766 | 30,788,865 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 182,104 | 千円 103,320 | 千円 285,424 |
| | 1 総務管理費 | 75,775 | 103,320 | 179,095 |
| 6 保健事業費 | | 132,813 | 7,446 | 140,259 |
| | 1 保健事業費 | 132,813 | 7,446 | 140,259 |
| 歳 出 合 計 | | 30,678,099 | 110,766 | 30,788,865 |

秋田市告示第189号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 7月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成19年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第190号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年 7月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 43台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - 平成19年 6月16日から同年 6月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 - 平成19年 7月25日から平成20年 1月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
 - 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
 - この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
 - 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 - 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
 - 秋田市東通仲町 4 番 3 号
 - 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第191号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
 - 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 - 国民健康保険税督促状

秋田市告示第192号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受

けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
 - 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 - 平成19年度市民税・県民税納税通知書

秋田市告示第193号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成19年 7月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 第 476 号 近 藤 隆 秋田市豊岩小山字狐森52番地
 - 長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 477 号 内 藤 徹 秋田市泉南三丁目 8 番19号
 - 長年にわたり公害対策審議会および環境審議会の委員として法律の専門家の立場から条例の制定において適切な助言をするなど本市の環境施策の推進に大きく貢献した。
- 第 478 号 藤 木 啓 二 秋田市保戸野中町 6 番51号
 - 長年にわたり商店街の活性化を中心とする本市のまちづくりに対して積極的に取り組むなど地域商業の発展に大きく貢献した。
- 第 479 号 石 川 好 東京都中野区松が丘一丁目32番 8 - 305号
 - 秋田公立美術工芸短期大学学長として本市高等教育の向上発展に大きく貢献した。

秋田市告示第194号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成19年 7月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。
 - 鈴木 松之助
 - 半田 巖
 - 畑 中 明
 - 伊藤 甚 一
 - 高橋 兼 治
- 長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。
 - 高泉 千 代
 - 保坂 久 隆
 - 長谷川 功
- 長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し、市民参加のまちづくりに貢献した。
 - 小武海 西 子
 - 今井 節 子
 - 長谷川 肇
 - 田宮 鉄 男
 - 田中 博 知
 - 五十嵐 知

芳 谷 輝 雄
 石 塚 忠 伍
 岡 崎 三 郎
 大 井 光 弘
 山 平 啓 七
 細 川 護
 塩 谷 春 雄
 藤 林 惇
 品 田 福 男
 貝 田 健 司
 吉 田 幸 雄
 米 田 次 男
 田 口 徳 志
 佐 藤 正 秀
 本 間 金 勝
 田 村 實
 長谷川 重次郎
 五十嵐 徹
 福 地 芳 郎
 橋 本 久 夫
 小 野 勇 一
 佐々木 勇 幸
 赤 木 信 久
 中 川 廣
 平 野 貢 則
 兄 玉 金 悦
 藤 原 正 俊
 齊 藤 好 司
 早 川 昭 良
 片 桐 登司夫
 打 矢 廣 雄

長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

旭川親子読書会
 ばっけの会
 いちごの会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社会福祉の向上に貢献した。

佐 藤 鉄 男
 渡 部 忠 夫
 平野井 和 子
 田 堰 庄 一
 横 山 秀 男
 吉 田 久 夫
 中 村 恵 子
 渡 部 京
 金 ユ リ
 加賀屋 楨 子
 山 田 聰 子
 今 野 和久子
 佐々木 重 政
 伊 藤 ミオ子
 柴 田 紀 子
 京 極 タキ子
 山 口 邦 子

坂 口 悦 子
 三 浦 喜美子
 長谷川 洋 子
 高 山 千鶴子
 山 本 健 一
 打 矢 利 雄
 富 樫 明 子
 水 澤 富貴子
 山 内 和 子
 下 田 慈 子
 佐 藤 鈴 子
 渡 辺 洋 子
 渡 邊 栄 子
 武 藤 隆 昌
 前 沢 恵 子
 石 塚 恵美子
 伊 藤 妙 子
 岩 谷 文 子
 大 友 敏 子
 佐 藤 美智子
 辻 匡 人
 大 山 純 吉
 中 村 南海子
 熊 谷 か よ
 渡 辺 多恵子
 佐 藤 泰 子
 佐 藤 勇 一

長年にわたり精神障害者の医療、保健および福祉の充実、社会参加ならびに社会的理解の向上を目的とした活動を行い、本市障害福祉の充実に貢献した。

秋田市地域家族会秋田けやき会

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し、本市生活環境の保全に貢献した。

猿 田 正 吉
 岩 崎 良 橘

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

齊 藤 善 勇
 佐 川 光 男
 越中谷 永 吉
 藤 原 英 悦
 松 本 繁 男
 小笠原 憲 一

長年にわたり木材加工品の製作や建物にあったじゅう器等の設計にも携わるなど本市工芸品の発展に貢献した。

萩 原 易 雄

長年にわたり水稻種子の生産に取り組み、本市農業の振興に貢献した。

上新城耕壤会

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に尽力し、本市林業の振興に貢献した。

三 浦 正 成

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に尽力し、児童の健全育成に貢献した。

安 西 眞希子

沖 田 カ ヨ
大 谷 如 子
糟 谷 開 子
小 松 友 子
高 橋 テ イ
横 山 喜 代 子

長年にわたり秋田市防火安全協会会長として、防火管理体制の確立、危険物施設の適正な維持管理の徹底等本市防火思想の普及に貢献した。

佐々木 和 彦

長年にわたり自主的な防災訓練の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参加を通じ他の模範となって本市地域防災の向上に貢献した。

高陽青柳町第二町内会防災会
飯島駅前防災会

秋田市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の別図1（省略）に示す町および字の区域ならびにその名称を別図2（省略）に示すとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成19年9月1日から効力を生ずるものとする。

平成19年 7月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第196号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等について、次のとおり告示する。

平成19年 7月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 住居表示を実施する区域
別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり
- 2 実施期日
平成19年 9月 1日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号
別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり
- 5 住居番号
対象世帯無し

秋田市告示第197号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成19年 7月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

| 指定番号 | 住 所 | 名 称 |
|------|----------------|-------------|
| 368 | 秋田市広面字樋ノ下18番地1 | 有限会社 ふじストアー |

秋田市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
松ヶ丘町内会
- 2 認可年月日
平成11年 3月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 威
秋田市寺内蛭根二丁目2番21号
変更後 打 川 猛
秋田市寺内蛭根二丁目17番10号
- 4 変更年月日
平成19年 7月20日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第199号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年 7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 42台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年 7月 1日から同年 7月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年 8月 3日から平成20年 2月 3日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

- 1 秋田市中通七丁目 1 番 2 号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 津 下 哲 也
- 2 秋田市大町二丁目 3 番27号
株式会社 秋田大町ニューシテ
代表取締役社長 辻 良 之
- 3 秋田市南通築地 3 番 5 号
株式会社ドック
代表取締役 武 田 勝 男
- 4 秋田県横手市寿町 8 番17号
株式会社柏谷楽器店
代表取締役 柏 谷 榮 三郎
- 5 秋田市中通二丁目 3 番 8 号
秋田協同書籍株式会社ブックシティ
取締役社長 柳 原 良 秋
- 6 秋田市中通四丁目 1 番 5 号
株式会社ヤマハミュージック東北秋田店
店長 佐々木 潔
- 7 秋田市中通二丁目 1 番32号
株式会社河合楽器製作所秋田店
店長 金 一 孝
- 8 秋田市御所野地藏田一丁目 1 番 1 号
イオンモール株式会社秋田 S C
ゼネラルマネージャー 佐々木 真 人

秋田市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 名称
寺田町内会

1 指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------------|----------------------------|--------------|
| 在宅介護サービスステーションたんぼぼ広面 | 秋田市広面字連沼20番地 1 | 平成19年 5月16日 |
| 川上医院 | 秋田市牛島東七丁目 7 番16号 | 平成19年 5月 1 日 |
| ショートステイゆうわの里 | 秋田市雄和芝野新田字寺沢 2 番地 1 | 平成19年 5月21日 |
| 在宅介護サービスステーションたんぼぼ | 秋田市寺内字イサノ101番地 アルファコート 1 階 | 平成19年 5月 1 日 |
| 在宅介護サービスステーションたんぼぼ広面 | 秋田市広面字連沼20番地 1 | 平成19年 5月 1 日 |
| 老人保健施設ニコニコ苑 | 秋田市下新城中野字琵琶沼138番地 1 | 平成19年 4月 1 日 |
| ニコニコヘルパーセンター | 秋田市下新城中野字琵琶沼232番地 1 | 平成19年 4月 1 日 |

2 規約に定める目的

本会は、地域住民が次に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持発展および福祉の増進に資することを目的とする。

- (1) 地域住民相互の連絡事務に関する事項
- (2) 環境の美化・衛生等生活に関する事項
- (3) 防災（防火・防犯・交通事故防止等）に関する事項
- (4) 農林業の振興に関する事項
- (5) 文化・教養・保健体育に関する事項
- (6) 福祉・親睦に関する事項
- (7) 関係団体との連携に関する事項
- (8) 神社に関する事項
- (9) 会館の維持管理に関する事項
- (10) 山林その他町内会財産に関する事項
- (11) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

本会の区域は、秋田市河辺三内字寺田、同市河辺三内字下寺田、同市河辺三内字祇園台の全域および同市河辺三内字小貝沢 1 番地の区域とする。

4 事務所

秋田市河辺三内字下寺田223番地 1

5 代表者の氏名および住所

山 上 義 昭
秋田市河辺三内字寺田 1 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の 2 第15項において準用する民法第68条第 1 項第 3 号および第 4 号ならびに第 2 項の規定により解散する。

9 認可年月日

平成19年 7月26日

秋田市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成19年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

| | | |
|------------------------|------------------------|---------------|
| 秋田市社協ホームヘルパー事業所 | 秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 秋田市河辺老人デイサービスセンター | 秋田市河辺三内字外川原34番地 2 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 秋田市社協訪問入浴事業所 | 秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所なごみ | 秋田市仁井田字西潟敷127番地 2 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 花の家短期入所生活介護事業所 | 秋田市雄和石田字苗代沢18番地 | 平成19年 5 月30日 |
| デイサービスセンター緑水苑 | 秋田市雄和石田字苗代沢25番地 1 | 平成19年 5 月30日 |
| 花の家訪問介護事業所 | 秋田市雄和石田字苗代沢18番地 | 平成19年 5 月30日 |
| グリーンケアガーデンデイサービスセンター | 秋田市外旭川字堂ノ前174番地 1 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 南寿園ショートステイ | 秋田市上北手猿田字後谷地108番地 3 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 南寿園デイサービスセンター | 秋田市上北手猿田字後谷地108番地 3 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 南寿園ホームヘルプステーション | 秋田市上北手猿田字後谷地108番地 3 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 特定非営利活動法人希望の家 | 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 2 番地282 | 平成19年 4 月 1 日 |
| さとみ温泉らっくす倶楽部 | 秋田市添川字境内川原142番地 1 | 平成19年 5 月 1 日 |
| みそのホームデイサービスセンター | 秋田市寺内蛭根二丁目 6 番34号 | 平成19年 5 月 1 日 |
| 訪問看護いずみ | 秋田市泉北四丁目 7 番13号 | 平成19年 6 月19日 |
| 訪問介護いずみ | 秋田市泉北四丁目 7 番13号 | 平成19年 6 月19日 |
| ショートステイ金寿園 | 秋田市下新城笠岡字川向28番地 | 平成19年 6 月19日 |
| デイサービス金寿園 | 秋田市下新城笠岡字川向28番地 | 平成19年 6 月 1 日 |
| さくらデイサービス下北手店 | 秋田市下北手通沢字前田144番地 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 旬優介護さくらデイサービス | 秋田市横森一丁目20番20号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| もみの樹居宅介護支援事業所 | 秋田市茨島二丁目15番70号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| デイサービスもみの樹 | 秋田市茨島二丁目15番70号 | 平成19年 5 月 1 日 |
| ショートステイもみの樹 | 秋田市茨島二丁目15番70号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 遊心苑訪問リハビリテーション事業所 | 秋田市添川字境内川原196番地 1 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 老人保健施設遊心苑 | 秋田市添川字境内川原196番地 1 | 平成19年 5 月 1 日 |
| リンデンバウムいずみショートステイ | 秋田市泉菅野二丁目17番11号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| リンデンバウムいずみデイサービスセンター | 秋田市泉菅野二丁目17番11号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター | 秋田市泉菅野二丁目17番27号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| リンデンバウムいずみホームヘルプステーション | 秋田市泉菅野二丁目17番11号 | 平成19年 5 月 1 日 |
| まめでらハウス | 秋田市新屋扇町 7 番30号 | 平成19年 6 月25日 |
| ツクイ川尻 | 秋田市川尻御休町 5 番12号 | 平成19年 6 月26日 |
| ツクイ川尻デイサービスセンター | 秋田市川尻御休町 5 番12号 | 平成19年 6 月26日 |
| ツクイ土崎 | 秋田市土崎港相染町字中谷地182番地 1 | 平成19年 6 月26日 |
| ツクイ茨島 | 秋田市茨島二丁目11番65号 | 平成19年 4 月 1 日 |
| 秋田市外旭川老人デイサービスセンター | 秋田市外旭川字鳥谷場136番地 | 平成19年 6 月29日 |
| 松寿会指定通所介護事業所 | 秋田市浜田字陳ケ原35番地13 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 松寿会指定訪問介護事業所 | 秋田市浜田字陳ケ原35番地31 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 秋田在宅ケアセンター | 秋田市東通三丁目 9 番31号 | 平成19年 6 月 1 日 |
| 有限会社サンショウ仁井田店 | 秋田市仁井田二ツ屋一丁目11番46号 | 平成19年 7 月 1 日 |
| 有限会社サンショウ | 秋田市将軍野東三丁目 6 番41号 | 平成19年 7 月 1 日 |
| 新秋会ホームヘルプセンター | 秋田市土崎港中央三丁目 4 番39号 | 平成19年 7 月 1 日 |
| デイサービスセンターひなた | 秋田市土崎港中央三丁目 4 番39号 | 平成19年 7 月 1 日 |
| ショートステイひなた | 秋田市土崎港中央三丁目 4 番39号 | 平成19年 7 月 1 日 |
| 新成園指定訪問介護事業所 | 秋田市浜田字元中村280番地 9 | 平成19年 7 月 1 日 |
| 通所介護施設新成園 | 秋田市浜田字元中村280番地 9 | 平成19年 6 月 1 日 |

2 変更

| 名 称 | 変 更 事 項 (所在地) | | 変更年月日 |
|--------------------|----------------|--------------------|---------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 株式会社コムスン秋田中央ケアセンター | 秋田市山王一丁目10番22号 | 秋田市八橋大畑二丁目 1 番 2 号 | 平成19年 6 月 1 日 |

3 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年月日 |
|---------|------------------|----------------|
| 川 上 医 院 | 秋田市牛島東七丁目 7 番16号 | 平成19年 4月30日 |
| 石田皮膚科医院 | 秋田市千秋明德町 1 番34号 | 平成19年 4月30日 |

秋田市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|-------------|-------------------------------------|---------------|
| 川 上 医 院 | 秋田市牛島東七丁目 7 番16号 | 平成19年 5月1日 |
| 石田皮膚科医院 | 秋田市千秋明德町 2 番18号 | 平成19年 5月1日 |
| 青山薬局秋田駅前ピコ店 | 秋田市中通七丁目 1 番 2 号 ステーションビルトピコ 2 階 | 平成19年 6月1日 |

2 変更

| 名 称 | 変更事項（所在地） | | 変 更 年月日 |
|------|-------------------|--------------------|-----------------|
| | 変更前 | 変更後 | |
| 新田医院 | 秋田市泉一ノ坪 26番23号 | 秋田市泉一ノ坪 26番 7 号 | 平成19年 5月 7 日 |

3 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年月日 |
|-----------|------------------------|----------------|
| 川 上 医 院 | 秋田市牛島東七丁目 7 番16号 | 平成19年 4月30日 |
| 石田皮膚科医院 | 秋田市千秋明德町 1 番34号 | 平成19年 4月30日 |
| 雄 和 診 療 所 | 秋田市雄和新波字本屋敷 114番地 3 | 平成19年 3月31日 |

秋田市告示第204号

平成19年 7月23日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 表彰の種類 秋田市文化選奨
- 2 表彰した者の氏名 庄内昭男
- 3 事績の概要

本県のやきものの研究に努め、書籍「秋田ふるさとやきもの好」を発表し、やきものの歴史を紹介するなど本市文化の発展に貢献した。

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成19年 7月25日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年 7月19日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

- 1 平成20年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成20年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第45号

平成19年 7月29日執行予定の参議院議員秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第 4 項の規定により告示する。

平成19年 7月 5 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

（以下のよう略）

秋市選管告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成19年 7月11日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 7月 9 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年 7月12日から
平成19年 7月12日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 7 第 1 項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成19年 7月 9 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年 7月12日から
平成19年 7月12日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成19年 7月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 50分の 1 の数 5,446人

2 3分の 1 の数 90,761人

秋市選管告示第49号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を、次のとおり定めたので公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第 2 号）第62条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成19年 7月12日

午後 5 時30分

秋市選管告示第50号

平成19年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投 票 所 一 覧 表

| 投票区 | 投票所名 | 住所 |
|-----|-----------------|----------------|
| 1 | 八橋地区コミュニティセンター | 八橋本町五丁目 2 番27号 |
| 2 | 保戸野小学校 | 保戸野すわ町 9 番60号 |
| 3 | 県立秋田北高等学校 | 千秋中島町 8 番 1 号 |
| 4 | 八橋小学校 | 八橋大沼町 7 番 1 号 |
| 5 | 旭北地区コミュニティセンター | 大町四丁目 4 番15号 |
| 6 | 旭南小学校 | 旭南一丁目15番 1 号 |
| 7 | 川尻小学校 | 川尻みよし町 8 番31号 |
| 8 | のびのび幼稚園（旧経法大付属） | 茨島四丁目 1 番20号 |
| 9 | 南部公民館 | 牛島東六丁目 4 番 5 号 |
| 10 | 牛島児童館 | 牛島東一丁目 2 番 7 号 |
| 11 | 秋田南中学校 | 南通宮田15番 1 号 |
| 12 | 檜山地区コミュニティセンター | 檜山南中町 1 番 9 号 |

| | | |
|----|-----------------|-------------------|
| 13 | 東小学校 | 東通二丁目11番 1 号 |
| 14 | 中通小学校 | 中通五丁目 8 番22号 |
| 15 | 秋田県立衛生看護学院 | 千秋久保田町 6 番10号 |
| 16 | 秋田東中学校 | 手形休下町10番51号 |
| 17 | 広面児童館 | 広面字蟹沢29番地 |
| 18 | 旭川小学校 | 手形字才ノ浜63番地 |
| 19 | 泉公民館 | 泉三嶽根 1 番 6 号 |
| 20 | 添川地域交流センター | 添川字添川103番地 |
| 21 | 杉の木園 | 山内字上台15番地 2 |
| 22 | 太平八田公民館 | 太平八田字八田225番地の 5 |
| 23 | 太平地域センター | 太平目長崎字沼田42番地 |
| 24 | 太平中学校 | 太平中関字平形46番地 |
| 25 | 太平館越町内会館 | 太平黒沢字砂子沢 2 番地 1 |
| 26 | 山谷小学校 | 太平山谷字中山谷143番地 |
| 27 | こまどり幼稚園 | 横森五丁目 1 番29号 |
| 28 | 下北手地域センター | 下北手柳館字前田133番地の 1 |
| 29 | 下北手宝川公民館 | 下北手宝川字堂ヶ下105番地 |
| 30 | 上北手地域センター | 上北手猿田字四ツ小屋29番地の 1 |
| 31 | 上北手大戸公民館 | 上北手大戸字大戸55番地 |
| 32 | 上北手古野公民館 | 上北手古野字脇ノ田40番地 |
| 33 | 秋田県農業協同組合教育研修所 | 仁井田字小中島185番地 2 |
| 34 | 仁井田小学校 | 仁井田本町四丁目 7 番 1 号 |
| 35 | 四ツ小屋駅前公民館 | 四ツ小屋小阿地字柳林33番地 3 |
| 36 | 四ツ小屋幼稚園 | 四ツ小屋字城下当場 2 番地の 3 |
| 37 | 勝平児童館 | 新屋松美町 6 番 1 号 |
| 38 | 西部公民館 | 新屋元町15番14号 |
| 39 | 秋田西中学校 | 新屋大川町19番75号 |
| 40 | 新屋支所 | 新屋扇町12番35号 |
| 41 | 浜田内浜田会館 | 浜田字館ノ丸43番地の 7 |
| 42 | 浜田地区コミュニティセンター | 浜田字自在山88番地 6 |
| 43 | 豊岩石田坂公民館 | 豊岩石田坂字碓11番地の 1 |
| 44 | 豊岩地域センター | 豊岩豊巻字内縄尻224番地 1 |
| 45 | 豊岩小山公民館 | 豊岩小山字神田 4 番地の 1 |
| 46 | 下浜桂根公民館 | 下浜桂根字境川173番地 7 |
| 47 | 下浜長浜公民館 | 下浜長浜字荒郷屋77番地 |
| 48 | 下浜羽川公民館 | 下浜羽川字二十町79番地 |
| 49 | 下浜名ヶ沢公民館 | 下浜名ヶ沢字浦田123番地 |
| 50 | （旧）八田小学校 | 下浜八田字餅田42番地 |
| 51 | 土崎支所 | 土崎港西三丁目10番25号 |
| 52 | 土崎小学校 | 土崎港中央三丁目 1 番78号 |
| 53 | 港北小学校 | 土崎港北四丁目 6 番 1 号 |
| 54 | 県立聾学校 | 土崎港北二丁目17番70号 |
| 55 | 土崎南小学校 | 土崎港東一丁目 6 番39号 |
| 56 | 将軍野中学校 | 将軍野南一丁目12番 1 号 |
| 57 | 寺内小学校 | 寺内堂ノ沢二丁目14番 1 号 |
| 58 | 外旭川小学校 | 外旭川字梶ノ目262番地 2 |
| 59 | 将軍野地区コミュニティセンター | 将軍野南四丁目 8 番 8 号 |

| | | |
|-----|--------------------|--------------------|
| 60 | 市営住宅四ツ谷団地第一集会所 | 将軍野堰越 8 番 |
| 61 | 笹岡公民館 | 外旭川字家ノ前575番地 |
| 62 | 飯島地区コミュニティセンター | 飯島松根東町 5 番22号 |
| 63 | 飯島小学校 | 飯島鼠田二丁目 2 番 1 号 |
| 64 | 北部公民館 | 下新城中字野前谷地263番地 |
| 65 | 下新城地域センター | 下新城笠岡字堰場193番地 |
| 66 | 下新城堰根公民館 | 下新城岩城字後田16番地 |
| 67 | 上新城地域センター | 上新城五十丁字小林88番地の 5 |
| 68 | 上新城道川公民館 | 上新城道川字宮ノ下85番地 |
| 69 | 上新城小又公民館 | 上新城小又字落合 7 番地 |
| 70 | 県立金足農業高等学校 | 金足追分字海老穴102番地の 4 |
| 71 | 金足西小学校 | 金足大清水字大清水台 1 番地 |
| 72 | 金足地区集会所 | 金足高岡字古館10番地 |
| 73 | (旧) 金足東幼稚園 | 金足片田字待入109番地 |
| 74 | 東部公民館 | 広面字釣瓶町13番地の 3 |
| 75 | 泉中学校 | 泉北二丁目 6 番 1 号 |
| 76 | 勝平地区コミュニティセンター | 新屋松美ガ丘東町10番10号 |
| 77 | (旧) 南浜共同作業所 | 新屋南浜町 7 番10号 |
| 78 | 秋田市役所 | 山王一丁目 1 番 1 号 |
| 79 | 大住児童館 | 仁井田字西潟敷33番地 |
| 80 | 南地区コミュニティセンター | 御野場一丁目 5 番 1 号 |
| 81 | 金足岩瀬公民館 | 金足岩瀬字前山18番地の 2 |
| 82 | 金足黒川公民館 | 金足黒川字黒川243番地 |
| 83 | 城東中学校 | 広面字鍋沼17番地 |
| 84 | 桜小学校 | 桜四丁目12番 1 号 |
| 85 | 外旭川地区コミュニティセンター | 外旭川字四百刈76番地 |
| 86 | 御所野小学校 | 御所野元町五丁目 1 番 1 号 |
| 87 | 飯島南小学校 | 飯島西袋一丁目 1 番 2 号 |
| 88 | 御野場中学校 | 仁井田字中新田223番地 |
| 89 | ウェルビューいずみ | 泉菅野二丁目17番27号 |
| 90 | 鶴養公民館 | 河辺岩見字鶴養50番地 2 |
| 91 | 新川公民館 | 河辺岩見字新川上田面10番地 1 |
| 92 | 河辺岩見三内地区コミュニティセンター | 河辺三内字外川原34番地 1 |
| 93 | 砂子淵公民館 | 河辺三内字高畑内 |
| 94 | 萱森生活改善センター | 河辺岩見字萱森39番地 2 |
| 95 | 田尻公民館 | 河辺三内字田尻下野田49番地 1 |
| 96 | 赤平ふれあい館 | 河辺赤平字小蟹沢14番地 6 |
| 97 | 神内公民館 | 河辺神内字鶴巻21番地 2 |
| 98 | 下諸井児童館 | 河辺諸井字下諸井477番地 1 |
| 99 | 三町内会公民館 | 河辺和田字坂本北279番地 |
| 100 | 式田公民館 | 河辺和田字式田107番地 3 |
| 101 | 河辺総合福祉交流センター | 河辺北野田高屋字上前田表66番地 1 |

| | | |
|-----|--------------|------------------|
| 102 | 黒沼多目的共同利用施設 | 河辺北野田高屋字神田302番地 |
| 103 | 河辺戸島ふるさとセンター | 河辺戸島字本町93番地 |
| 104 | 畑谷公民館 | 河辺畑谷字中村74番地 1 |
| 105 | 雄和基幹集落センター | 雄和新波字樋口62番地 2 |
| 106 | 神ヶ村自治会館 | 雄和神ヶ村字大橋227番地 1 |
| 107 | 萱ヶ沢自治会館 | 雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地 |
| 108 | 中ノ沢自治会館 | 雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3 |
| 109 | 雄和左手子交流センター | 雄和左手子字清水下43番地 3 |
| 110 | 種沢自治会館 | 雄和種沢字山王堂41番地 |
| 111 | 平尾鳥会館 | 雄和平尾鳥字田向158番地 1 |
| 112 | 女米木自治会館 | 雄和女米木字猫沢195番地 |
| 113 | 戸賀沢児童館 | 雄和戸賀沢字御江田181番地 |
| 114 | 相川コミュニティセンター | 雄和相川字上野111番地 |
| 115 | 高野生活改善センター | 雄和相川字高野124番地内 |
| 116 | 雄和農村環境改善センター | 雄和妙法字上大部48番地 1 |
| 117 | 長者やま荘 | 雄和椿川字長者屋敷38番地 1 |
| 118 | 安養寺児童館 | 雄和椿川字関田69番地 |
| 119 | 本田自治会館 | 雄和田草川字太田34番地 1 |
| 120 | 芝野自治会館 | 雄和芝野新田字中台110番地 2 |
| 121 | 下黒瀬自治会館 | 雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1 |

秋市選管告示第51号

平成19年 7月29日執行の参議院議員通常選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
閉じる時刻 午後 7 時

秋市選管告示第52号

平成19年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法39条の規定により、次のとおり定めたので同法48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

| 期 日 前 投票所名 | 所 在 地 | 設置する期間 |
|----------------|--------------------|--------------------------------|
| 秋田市選挙管 理委員会 | 秋田市山王一丁目 2 番34号 | 平成19年 7月13日から 平成19年 7月28日まで |

| | | |
|-----------------|-------------------|--------------------------|
| 秋田市土崎支所 | 秋田市土崎港西三丁目10番25号 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| ナイス新屋店 | 秋田市新屋比内町17番3号 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| 秋田駅東西連絡自由通路 | 秋田市榎山字長沼27番地3 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| 秋田市河辺市民センター | 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| 秋田市岩見三内連絡所 | 秋田市河辺三内字外川原34番地1 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| 秋田市雄和市民センター | 秋田市雄和妙法字上大部48番地1 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| 秋田市大正寺連絡所 | 秋田市雄和新波字樋口62番地2 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |
| イオン秋田ショッピングセンター | 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号 | 平成19年7月21日から平成19年7月28日まで |

秋市選管告示第53号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めたと同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

| | |
|-----------------|------------|
| 秋田駅東西連絡自由通路 | 開く時刻 午前10時 |
| イオン秋田ショッピングセンター | 開く時刻 午前10時 |
| ナイス新屋店 | 開く時刻 午前10時 |
| 秋田市土崎支所 | 閉じる時刻午後7時 |
| 秋田市河辺市民センター | 閉じる時刻午後7時 |
| 秋田市雄和市民センター | 閉じる時刻午後7時 |
| 秋田市岩見三内連絡所 | 閉じる時刻午後5時 |
| 秋田市大正寺連絡所 | 閉じる時刻午後5時 |

秋市選管告示第54号

平成19年7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令第25条の規定により告示する。

平成19年7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 投票区（投票所） | 職 名 | 住 所 | 氏 名 |
|--------------------------------------|-------|-------------------|-------------|
| 秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター） | 投票管理者 | 秋田市八橋本町二丁目3番25号 | 片 岡 強 |
| | 職務代理者 | 秋田市八橋鯉沼町3番26号 | 服 部 芳 久 |
| 秋 田 市 第 2 投 票 区 （市立保戸野小学校） | 投票管理者 | 秋田市保戸野鉄砲町7番15号 | 松 木 仁 |
| | 職務代理者 | 秋田市広面字糠塚17番地2 | 八 木 橋 久 美 |
| 秋 田 市 第 3 投 票 区 （県立秋田北高等学校） | 投票管理者 | 秋田市飯島松根東町4番18号 | 北 島 学 |
| | 職務代理者 | 秋田市千秋北の丸5番82号 | 竹 内 康 |
| 秋 田 市 第 4 投 票 区 （市立八橋小学校） | 投票管理者 | 秋田市八橋イサノ二丁目6番3号 | 田 仲 雅 美 |
| | 職務代理者 | 秋田市八橋本町三丁目9番8号 | 赤 川 孝 則 |
| 秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミュニティセンター） | 投票管理者 | 秋田市牛島東五丁目6番46号 | 齋 藤 清 |
| | 職務代理者 | 秋田市土崎港東一丁目6番8号 | 石 井 實 |
| 秋 田 市 第 6 投 票 区 （市立旭南小学校） | 投票管理者 | 秋田市大町二丁目6番6号 | 黒 澤 光 伸 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋大川町25番3号 | 児 玉 優 |
| 秋 田 市 第 7 投 票 区 （市立川尻小学校） | 投票管理者 | 秋田市川尻上野町2番14号 | 相 場 善 治 |
| | 職務代理者 | 秋田市港北松野町5番14号 | 佐 藤 克 彦 |
| 秋 田 市 第 8 投 票 区 （のびのび幼稚園(旧経法大付属)） | 投票管理者 | 秋田市八橋イサノ一丁目15番20号 | 加 賀 谷 睦 知 |
| | 職務代理者 | 秋田市寺内大小路3番13号 | 前 田 秀 樹 |
| 秋 田 市 第 9 投 票 区 （南部公民館） | 投票管理者 | 秋田市牛島東七丁目3番12号 | 清 水 川 七 五 三 |
| | 職務代理者 | 秋田市仁井田本町三丁目5番52号 | 伊 藤 清 弥 |
| 秋 田 市 第 10 投 票 区 （牛島児童館） | 投票管理者 | 秋田市御所野元町六丁目17番22号 | 佐 藤 修 |
| | 職務代理者 | 秋田市御野場新町一丁目22番22号 | 吉 田 重 人 |
| 秋 田 市 第 11 投 票 区 （市立秋田南中学校） | 投票管理者 | 秋田市榎山本町10番18号 | 小 熊 伸 司 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋表町10番10号 | 大 門 哲 |
| 秋 田 市 第 12 投 票 区 （榎山地区コミュニティセンター） | 投票管理者 | 秋田市大町一丁目5番39号 | 大 高 三 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市金足追分字海老穴72番地の2 | 奈 良 薫 |
| 秋 田 市 第 13 投 票 区 （市立東小学校） | 投票管理者 | 秋田市東通五丁目4番32号 | 千 葉 克 己 |
| | 職務代理者 | 秋田市外旭川字前谷地248番地の2 | 松 前 克 美 |
| 秋 田 市 第 14 投 票 区 （市立中通小学校） | 投票管理者 | 秋田市南通亀の町6番5号 | 今 野 昇 |
| | 職務代理者 | 秋田市榎山本町10番41号 | 永 田 誠 一 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|---------------------|-----------|
| 秋 田 市 第 15 投 票 区 (秋田県立衛生看護学院) | 投票管理者 | 秋田市千秋明德町4番51号 | 秋 山 修 次 |
| | 職務代理者 | 秋田市御野場新町四丁目11番5号 | 平 山 義 尚 |
| 秋 田 市 第 16 投 票 区 (市立秋田東中学校) | 投票管理者 | 秋田市下北手松崎字碓り6番地6 | 渡 邊 光 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市手形字扇田28番地3 | 佐々木 廣 次 |
| 秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 児 童 館) | 投票管理者 | 秋田市手形山北町8番3号 | 中 田 明 朗 |
| | 職務代理者 | 秋田市大平台四丁目6番地8 | 伊 藤 樹 悦 |
| 秋 田 市 第 18 投 票 区 (市立旭川小学校) | 投票管理者 | 秋田市泉北四丁目14番23号 | 藤 原 良 治 |
| | 職務代理者 | 秋田市旭川新藤田西町8番48号 | 三 浦 勉 |
| 秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市旭川南町16番10号 | 佐 藤 義 敏 |
| | 職務代理者 | 秋田市飯島穀丁8番39号 | 石 川 敏 彦 |
| 秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター) | 投票管理者 | 秋田市保戸野八丁7番15号 | 佐 藤 夙 |
| | 職務代理者 | 秋田市濁川字口ノ田47番地の1 | 船 木 義 則 |
| 秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園) | 投票管理者 | 秋田市山内字丸木橋121番地5 | 高 橋 重 喜 |
| | 職務代理者 | 秋田市広面字板橋添40番地14 | 伊 藤 功 一 |
| 秋 田 市 第 22 投 票 区 (太平八田公民館) | 投票管理者 | 秋田市太平八田字藤ノ崎117番地5 | 鎌 田 博 美 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋松美町19番7号 | 相 原 和 人 |
| 秋 田 市 第 23 投 票 区 (太平地域センター) | 投票管理者 | 秋田市太平目長崎字上目長崎225番地 | 嵯 峨 巍 |
| | 職務代理者 | 秋田市泉北一丁目17番14号 | 高 田 全 |
| 秋 田 市 第 24 投 票 区 (市立太平中学校) | 投票管理者 | 秋田市太平中関字平形53番地 | 工 藤 繁 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10 | 長 谷 部 亨 |
| 秋 田 市 第 25 投 票 区 (太平館越町内会館) | 投票管理者 | 秋田市太平黒沢字稲荷44番地 | 加 藤 忠 輔 |
| | 職務代理者 | 秋田市太平黒沢字稲荷77番地の3 | 加 藤 幸 人 |
| 秋 田 市 第 26 投 票 区 (市立山谷小学校) | 投票管理者 | 秋田市太平山谷字地主46番地 | 鈴 木 一右エ門 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋天秤野6番31号 | 佐々木 修 |
| 秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園) | 投票管理者 | 秋田市大住三丁目6番12号 | 吉 川 英 次 |
| | 職務代理者 | 秋田市広面字大巻41番地2 | 高 橋 尚 夫 |
| 秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター) | 投票管理者 | 秋田市下北手松崎字谷崎147番地 | 田 口 善 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市下北手松崎字家ノ前119番地 | 柴 田 守 |
| 秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館) | 投票管理者 | 秋田市下北手柳館字和田19番地の1 | 玉 井 春 悦 |
| | 職務代理者 | 秋田市下北手松崎字谷崎86番地 | 進 藤 照 美 |
| 秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地域センター) | 投票管理者 | 秋田市上北手猿田字後谷地110番地 | 熊 谷 勝 |
| | 職務代理者 | 秋田市上北手猿田字砂子沢88番地の2 | 須 田 達 哉 |
| 秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館) | 投票管理者 | 秋田市上北手大戸字大戸58番地 | 後 藤 誠 義 |
| | 職務代理者 | 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4 | 須 田 浩 明 |
| 秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館) | 投票管理者 | 秋田市上北手大山田字大平沢25番地 | 嵯 峨 久 一 郎 |
| | 職務代理者 | 秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の2 | 今 野 芳 夫 |
| 秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋田県農業協同組合教育研修所) | 投票管理者 | 秋田市仁井田新田一丁目12番22号 | 小 松 玲 二 |
| | 職務代理者 | 秋田市牛島南二丁目17番2号 | 佐々木 毅 |
| 秋 田 市 第 34 投 票 区 (市立仁井田小学校) | 投票管理者 | 秋田市仁井田本町六丁目8番77号 | 上 村 隆 策 |
| | 職務代理者 | 秋田市仁井田本町四丁目4番23号 | 今 野 三 悦 |
| 秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館) | 投票管理者 | 秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地6 | 岡 俊 彦 |
| | 職務代理者 | 秋田市牛島西二丁目15番9号 | 武 田 文 人 |
| 秋 田 市 第 36 投 票 区 (四ツ小屋幼稚園) | 投票管理者 | 秋田市四ツ小屋字笹葉9番地 | 伊 藤 一 榮 |
| | 職務代理者 | 秋田市四ツ小屋字館野119番地 | 榎 昌 範 |
| 秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館) | 投票管理者 | 秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号 | 菅 原 由 春 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋田尻沢西町7番16号 | 大 門 義 廣 |
| 秋 田 市 第 38 投 票 区 (西 部 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市外旭川字前谷地1番地7 | 高 橋 明 道 |
| | 職務代理者 | 秋田市大町五丁目6番12号 | 神 田 清 武 |
| 秋 田 市 第 39 投 票 区 (市立秋田西中学校) | 投票管理者 | 秋田市新屋大川町27番32号 | 池 田 正 |
| | 職務代理者 | 秋田市新屋日吉町40番12号 | 塚 田 敏 春 |
| 秋 田 市 第 40 投 票 区 (新 屋 支 所) | 投票管理者 | 秋田市新屋比内町19番34号 | 塚 田 博 |
| | 職務代理者 | 秋田市豊石岩田坂字碓106番地1 | 佐 藤 喜 代 隆 |
| 秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館) | 投票管理者 | 秋田市浜田字館ノ丸116番地 | 佐々木 俊 春 |
| | 職務代理者 | 秋田市浜田字館ノ丸152番地の7 | 佐々木 起 章 |

| | | | |
|---------------------------------------|-------|----------------------|-----------|
| 秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市浜田字元中村91番地 | 相 場 義 信 |
| | 職務代理人 | 秋田市栖山金照町 6 番 25- 4 号 | 赤 上 智 |
| 秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊岩石田坂公民館) | 投票管理者 | 秋田市豊岩石田坂字礎 1 番地の 3 | 安 田 欽 一 |
| | 職務代理人 | 秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地 | 小 笠 原 利 美 |
| 秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊岩地域センター) | 投票管理者 | 秋田市豊岩豊巻字小林64番地 | 鈴 木 時 雄 |
| | 職務代理人 | 秋田市新屋前野町 3 番 22 号 | 佐 藤 正 吉 |
| 秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊岩小山公民館) | 投票管理者 | 秋田市豊岩小山字前田表156番地 | 佐 賀 定 |
| | 職務代理人 | 秋田市豊岩小山字狐森67番地 | 池 田 藤 彦 |
| 秋 田 市 第 46 投 票 区 (下浜桂根公民館) | 投票管理者 | 秋田市下浜桂根字境川173番地の 7 | 佐 藤 洋 一 |
| | 職務代理人 | 秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号 | 伊 藤 弘 |
| 秋 田 市 第 47 投 票 区 (下浜長浜公民館) | 投票管理者 | 秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地 | 伊 藤 正 弘 |
| | 職務代理人 | 秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地 4 | 平 塚 久 訓 |
| 秋 田 市 第 48 投 票 区 (下浜羽川公民館) | 投票管理者 | 秋田市下浜羽川字横長根29番地 4 | 鈴 木 金 彌 |
| | 職務代理人 | 秋田市下浜羽川字二十町25番地 | 大 友 徹 |
| 秋 田 市 第 49 投 票 区 (下浜名ヶ沢公民館) | 投票管理者 | 秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地 | 須 田 紀 男 |
| | 職務代理人 | 秋田市桜一丁目16番23号 | 須 田 志 美 男 |
| 秋 田 市 第 50 投 票 区 (旧)市立八田小学校) | 投票管理者 | 秋田市下浜八田字高德谷地105番地 | 細 部 芳 雄 |
| | 職務代理人 | 秋田市下浜羽川字水垂92番地 7 | 佐 藤 誠 晃 |
| 秋 田 市 第 51 投 票 区 (土 崎 支 所) | 投票管理者 | 秋田市新屋扇町 9 番 56- 2 号 | 佐 々 木 聡 |
| | 職務代理人 | 秋田市土崎港北一丁目11番45号 | 帆 莉 博 |
| 秋 田 市 第 52 投 票 区 (市立土崎小学校) | 投票管理者 | 秋田市飯島字堀川78番地 | 中 島 修 |
| | 職務代理人 | 秋田市外旭川字三千刈21番地 4 | 保 坂 源 栄 |
| 秋 田 市 第 53 投 票 区 (市立港北小学校) | 投票管理者 | 秋田市土崎港中央二丁目 4 番 40 号 | 佐 藤 憲 彦 |
| | 職務代理人 | 秋田市外旭川字神田791番地 5 | 越 後 谷 優 |
| 秋 田 市 第 54 投 票 区 (県 立 豊 学 校) | 投票管理者 | 秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号 | 浅 野 勲 |
| | 職務代理人 | 秋田市土崎港北四丁目 5 番 59 号 | 須 磨 良 之 |
| 秋 田 市 第 55 投 票 区 (市立土崎南小学校) | 投票管理者 | 秋田市将軍野南五丁目11番20号 | 加 賀 谷 敏 春 |
| | 職務代理人 | 秋田市下新城小友字猿田沢157番地 | 宇 佐 美 喜 志 |
| 秋 田 市 第 56 投 票 区 (市立将軍野中学校) | 投票管理者 | 秋田市将軍野南一丁目 2 番 3 号 | 鎌 田 金 光 |
| | 職務代理人 | 秋田市将軍野南五丁目 2 番 12 号 | 鎌 田 尚 |
| 秋 田 市 第 57 投 票 区 (市立寺内小学校) | 投票管理者 | 秋田市寺内後城 6 番 18 号 | 小 玉 惇 |
| | 職務代理人 | 秋田市添川字境内川原41番地 7 | 青 木 健 一 |
| 秋 田 市 第 58 投 票 区 (市立外旭川小学校) | 投票管理者 | 秋田市外旭川字神田321番地 | 小 野 銀 逸 |
| | 職務代理人 | 秋田市外旭川字八幡田265番地 | 佐 藤 博 幸 |
| 秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市飯島川端二丁目 4 番 8 号 | 筒 井 弘 |
| | 職務代理人 | 秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2 | 佐 藤 重 徳 |
| 秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所) | 投票管理者 | 秋田市将軍野桂町35番 4 号 | 加 賀 谷 晃 |
| | 職務代理人 | 秋田市外旭川字神田321番地 | 小 野 義 郎 |
| 秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市外旭川字水口49番地の 7 | 亀 沢 秀 |
| | 職務代理人 | 秋田市外旭川字家ノ前36番地 | 中 村 文 清 |
| 秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市港北松野町 5 番 34 号 | 奈 良 登 |
| | 職務代理人 | 南秋田郡井川町黒坪字小泉92番地 4 | 渡 部 真 志 美 |
| 秋 田 市 第 63 投 票 区 (市立飯島小学校) | 投票管理者 | 秋田市飯島字堀川23番地 | 保 坂 徳 勝 |
| | 職務代理人 | 秋田市飯島川端三丁目 9 番 41 号 | 中 島 誠 |
| 秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市下新城中野字屋越 2 番地 | 小 坂 由 太 郎 |
| | 職務代理人 | 秋田市金足大清水字大清水台113番地 4 | 安 田 忠 市 |
| 秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地域センター) | 投票管理者 | 秋田市下新城長岡字長岡25番地 | 安 田 巖 |
| | 職務代理人 | 秋田市上新城中字片野32番地の 1 | 永 田 博 |
| 秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館) | 投票管理者 | 秋田市下新城岩城字槻ノ木98番地 | 石 川 敏 雄 |
| | 職務代理人 | 秋田市下新城岩城字下向114番地 | 須 田 亨 |
| 秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター) | 投票管理者 | 秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地 | 熊 谷 昭 男 |
| | 職務代理人 | 秋田市八橋本町四丁目 3 番 2 号 | 三 浦 雄 一 |
| 秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館) | 投票管理者 | 秋田市上新城道川字愛染27番地 | 大 淵 道 雄 |
| | 職務代理人 | 秋田市上新城保多野字家合83番地 | 三 浦 吉 壽 |

| | | | |
|--|-------|---------------------|-------------|
| 秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館) | 投票管理者 | 秋田市上新城小又字寄合田1番地の1 | 佐 藤 久 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市飯島長野中町7番19-11号 | 佐 藤 弘 |
| 秋 田 市 第 70 投 票 区 (県立金足農業高等学校) | 投票管理者 | 秋田市金足追分字海老穴70番地 | 村 井 信 洋 |
| | 職務代理者 | 秋田市飯島鼠田三丁目8番24号 | 奈 良 孝 一 |
| 秋 田 市 第 71 投 票 区 (市立金足西小学校) | 投票管理者 | 秋田市金足大清水字大清水台96番地 | 水 澤 勤 |
| | 職務代理者 | 秋田市金足小泉字上前15番地 | 奈 良 正 右 衛 門 |
| 秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所) | 投票管理者 | 秋田市金足高岡字古館15番地 | 堀 重 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市金足浦山字浦山1番地 | 伊 藤 吉 治 |
| 秋 田 市 第 73 投 票 区 (旧)金足東幼兒園) | 投票管理者 | 秋田市金足片田字深田56番地 | 千 浦 隆 |
| | 職務代理者 | 秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41 | 堀 祐 樹 |
| 秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市泉三嶽根7番17号 | 石 塚 嗣 己 |
| | 職務代理者 | 秋田市広面字屋敷田7番地の2 | 石 川 宏 樹 |
| 秋 田 市 第 75 投 票 区 (市立泉中学校) | 投票管理者 | 秋田市寺内焼山3番31号 | 村 上 實 |
| | 職務代理者 | 秋田市外旭川字山崎3番地の1 | 清 水 幸 代 |
| 秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市新屋大川町12番23号 | 成 田 忠 三 |
| | 職務代理者 | 秋田市下新城中野字街道端西89番地98 | 伊 藤 武 士 |
| 秋 田 市 第 77 投 票 区 (旧)南浜共同作業所) | 投票管理者 | 秋田市新屋町字渋谷地96番地15 | 高 橋 勝 美 |
| | 職務代理者 | 秋田市八橋本町三丁目11番12号 | 堀 正 悦 |
| 秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所) | 投票管理者 | 秋田市高陽青柳町10番20号 | 内 藤 克 幸 |
| | 職務代理者 | 秋田市八橋本町三丁目3番13号 | 山 田 裕 之 |
| 秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館) | 投票管理者 | 秋田市牛島西二丁目6番18号 | 高 橋 征 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市御野場新町二丁目20番5号 | 井 上 正 敏 |
| 秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市御野場五丁目7番7号 | 神 谷 薫 |
| | 職務代理者 | 秋田市御野場六丁目3番12号 | 植 村 和 夫 |
| 秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館) | 投票管理者 | 秋田市金足岩瀬字後田37番地 | 小 野 金 孝 |
| | 職務代理者 | 南秋田郡井川町今戸字狐川2番地 | 浅 野 和 幸 |
| 秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館) | 投票管理者 | 秋田市金足黒川字黒川226番地 | 三 浦 正 成 |
| | 職務代理者 | 秋田市金足黒川字黒川253番地 | 旭 茂 喬 |
| 秋 田 市 第 83 投 票 区 (市立城東中学校) | 投票管理者 | 秋田市横森三丁目6番22号 | 齊 藤 幹 英 |
| | 職務代理者 | 秋田市蛇野18番地2 | 貝 沼 茂 |
| 秋 田 市 第 84 投 票 区 (市立桜小学校) | 投票管理者 | 秋田市桜一丁目8番44号 | 福 士 啓 三 |
| | 職務代理者 | 秋田市土崎港東二丁目2番17号 | 桜 庭 静 男 |
| 秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市卸町四丁目5番10号 | 畠 也 志 史 |
| | 職務代理者 | 秋田市土崎港中央三丁目5番27号 | 浜 田 宏 |
| 秋 田 市 第 86 投 票 区 (市立御所野小学校) | 投票管理者 | 秋田市御所野元町二丁目2番8号 | 矢 田 部 幸 三 |
| | 職務代理者 | 秋田市八橋イサノ一丁目2番1号 | 槽 谷 叙 裕 |
| 秋 田 市 第 87 投 票 区 (市立飯島南小学校) | 投票管理者 | 秋田市飯島新町二丁目18番6号 | 石 塚 實 |
| | 職務代理者 | 秋田市飯島飯田一丁目3番55号 | 保 坂 重 巳 |
| 秋 田 市 第 88 投 票 区 (市立御野場中学校) | 投票管理者 | 秋田市仁井田字新中島1032番地6 | 佐 藤 寛 次 |
| | 職務代理者 | 秋田市仁井田新田三丁目1番2号 | 池 田 伸 次 |
| 秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウェルビューいずみ) | 投票管理者 | 秋田市泉菅野一丁目6番8号 | 工 藤 喜 根 男 |
| | 職務代理者 | 秋田市土崎港北三丁目14番24号 | 永 田 智 |
| 秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市河辺岩見字鶴養前面51番地 | 佐 藤 重 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺岩見字東76番地 | 石 塚 正 久 |
| 秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23 | 佐々木 忠 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺岩見字杉沢11番地1 | 石 塚 三 和 |
| 秋 田 市 第 92 投 票 区 (河辺岩見三内地区 コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市河辺三内字道山97番地 | 加 賀 屋 和 男 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺三内字三内段74番地1 | 佐 藤 憲 一 |
| 秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市河辺三内字砂子淵153番地 | 佐 藤 仁 太 郎 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地 | 石 塚 稔 |
| 秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター) | 投票管理者 | 秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地 | 戸 井 田 喜 美 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11 | 二 木 文 隆 |
| 秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 公 民 館) | 投票管理者 | 秋田市河辺三内字曾場台59番地1 | 高 橋 義 見 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺戸島字本町82番地2 | 池 田 誠 |

| | | | |
|-------------------------------------|-------|-----------------------|-----------|
| 秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤平ふれあい館) | 投票管理者 | 秋田市河辺赤平字境田117番地 | 佐々木 豊 志 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺和田字宮崎71番地 | 石 澤 盛 一 |
| 秋 田 市 第 97 投 票 区 (神内公民館) | 投票管理者 | 秋田市河辺神内字坂ノ下58番地 | 鶴 田 鉅 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺和田字上中野182番地 2 | 須 田 俊 夫 |
| 秋 田 市 第 98 投 票 区 (下諸井児童館) | 投票管理者 | 秋田市河辺諸井字山根47番地 | 長 谷 部 正 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺諸井字上諸井22番地 | 高 橋 孝 一 |
| 秋 田 市 第 99 投 票 区 (三町内会公民館) | 投票管理者 | 秋田市河辺和田字宮崎71番地 | 石 澤 金 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺和田字坂本北325番地 | 熊 谷 直 正 |
| 秋 田 市 第 100 投 票 区 (式田公民館) | 投票管理者 | 秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1 | 石 井 稔 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺戸島字本町131番地 2 | 鈴 木 仁 |
| 秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター) | 投票管理者 | 秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1 | 熊 谷 文 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3 | 金 次 男 |
| 秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設) | 投票管理者 | 秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地 2 | 藤 島 英 治 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺松測字松測 3 番地 | 伊 藤 秀 和 |
| 秋 田 市 第 103 投 票 区 (河辺戸島ふるさとセンター) | 投票管理者 | 秋田市河辺戸島字本町35番地 3 | 三 浦 昇 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺戸島字本町59番地 | 佐々木 清 喜 |
| 秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑谷公民館) | 投票管理者 | 秋田市河辺畑谷字中村55番地 | 尾 形 秀 金 |
| | 職務代理者 | 秋田市河辺畑谷字中村15番地 | 稲 垣 和 春 |
| 秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター) | 投票管理者 | 秋田市雄和新波字樋口26番地 3 | 佐々木 稔 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和向野字前開39番地 2 | 浅 野 進 |
| 秋 田 市 第 106 投 票 区 (神ヶ村自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和神ヶ村字上開183番地 | 福 原 昭 夫 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和繫字宿20番地 1 | 齊 藤 善 高 |
| 秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱ヶ沢自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地 | 片 桐 登 司 夫 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1 | 京 極 進 |
| 秋 田 市 第 108 投 票 区 (中ノ沢自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地 | 工 藤 金 也 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地 | 佐々木 俊 郎 |
| 秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄和左手子交流センター) | 投票管理者 | 秋田市雄和左手子字清水下134番地 | 嘉 藤 俊 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和新波字本屋敷170番地 | 加 藤 秀 尚 |
| 秋 田 市 第 110 投 票 区 (種沢自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1 | 鈴 木 静 夫 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和平沢字田中35番地 1 | 秋 山 勝 |
| 秋 田 市 第 111 投 票 区 (平尾鳥会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和平尾鳥字細田104番地 | 酒 井 久 範 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和種沢字山王堂93番地 | 加 藤 幹 雄 |
| 秋 田 市 第 112 投 票 区 (女米木自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地 | 石 井 房 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和相川字高野147番地 5 | 皆 川 公 |
| 秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸賀沢児童館) | 投票管理者 | 秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3 | 佐々木 一 範 |
| | 職務代理者 | 秋田市御野場五丁目13番 1 号 | 鈴 木 力 雄 |
| 秋 田 市 第 114 投 票 区 (相川コミュニティセンター) | 投票管理者 | 秋田市雄和相川字銅屋283番地 4 | 金 千 代 司 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和相川字銅屋309番地 | 伊 藤 洋 文 |
| 秋 田 市 第 115 投 票 区 (高野生活改善センター) | 投票管理者 | 秋田市雄和相川字高野109番地 1 | 長 谷 部 久 夫 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和相川字高野204番地 2 | 今 川 清 宣 |
| 秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄和農村環境改善センター) | 投票管理者 | 秋田市雄和石田字前田105番地 1 | 伊 藤 隆 榮 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和平沢字袖又11番地内 | 佐 藤 久 一 |
| 秋 田 市 第 117 投 票 区 (長者やま荘) | 投票管理者 | 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地 | 佐 藤 盛 徳 |
| | 職務代理者 | 秋田市牛島南二丁目 8 番22号 | 安 藤 一 夫 |
| 秋 田 市 第 118 投 票 区 (安養寺児童館) | 投票管理者 | 秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2 | 佐 藤 助 久 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和石田字前田44番地 | 佐 藤 善 衛 |
| 秋 田 市 第 119 投 票 区 (本田自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和田草川字太田37番地 | 石 井 重 一 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和田草川字本田120番地 | 佐 藤 勇 一 |
| 秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝野自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和芝野新田字中台110番地 | 齊 藤 忠 男 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和芝野新田字中台65番地 1 | 丸 山 春 男 |
| 秋 田 市 第 121 投 票 区 (下黒瀬自治会館) | 投票管理者 | 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地 | 佐 藤 常 雄 |
| | 職務代理者 | 秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1 | 菊 地 義 壽 |

秋市選管告示第55号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

| 秋田市選挙管理委員会 | | | |
|----------------|-----------|------------------------|---------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月13日 | 投票 管理者 | 秋田市飯島穀丁6番 3号 | 長谷川 瑞 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月14日 | 投票 管理者 | 秋田市桜ガ丘二丁目 5番12号 | 北 村 敏 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月15日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港南三丁 目 9番32号 | 佐 藤 信 利 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月16日 | 投票 管理者 | 秋田市川尻みよし町 14番30号 | 齋 藤 啓 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月17日 | 投票 管理者 | 秋田市八橋田五郎一 丁目 8番10号 | 越後屋 恭 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月18日 | 投票 管理者 | 秋田市旭南一丁目12 番 7 - 3号 | 伊 藤 矩 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月19日 | 投票 管理者 | 秋田市泉北三丁目 7 番10号 | 柏 木 武 男 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月20日 | 投票 管理者 | 秋田市広面字野添78 番地 3 | 田 村 知 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市高陽青柳町15 番25号 | 根 田 貞 子 |
| | 職務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 | 投票 管理者 | 秋田市桜一丁目 9番 8号 | 佐 藤 良 介 |

| | | | |
|----------------|------------|-------------------------|---------|
| 7月22日 | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月23日 | 投 票 管理者 | 秋田市市形田中13番 17号 | 谷 村 重 子 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月24日 | 投 票 管理者 | 秋田市桜一丁目10番 30号 | 長谷川 ミオ子 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月25日 | 投 票 管理者 | 秋田市金足小泉字潟 向102番地 5 | 高 橋 恭 子 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月26日 | 投 票 管理者 | 秋田市飯島緑丘町12 番 1号 | 小 野 尊 尚 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月27日 | 投 票 管理者 | 秋田市下新城野字 街道端西89番地109 | 中 川 久美子 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |
| 平成19年 7月28日 | 投 票 管理者 | 秋田市飯島緑丘町12 番 1号 | 小 野 尊 尚 |
| | 職 務 代理人 | 秋田市外旭川字野村 49番地 | 加賀屋 重 彦 |

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

| 土崎支所 | | | |
|----------------|-----------|-----------------------|---------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |
| | 職務 代理人 | 秋田市川尻みよし町 1番41号 | 小 松 健 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |
| | 職務 代理人 | 秋田市港北新町 3番 3号 | 船 木 透 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |
| | 職務 代理人 | 秋田市土崎港北一丁 目 5番21号 | 菅 原 純 子 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |
| | 職務 代理人 | 秋田市港北新町 3番 3号 | 船 木 透 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |
| | 職務 代理人 | 秋田市土崎港中央三 丁目 5番16号 | 稲 川 有 子 |
| 平成19年 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港中央五 丁目 8番17号 | 吉 田 幸 雄 |

| | | | |
|----------------|-----------|----------------------|-------|
| 7月26日 | 職務 代理者 | 秋田市土崎港中央三 丁目5番16号 | 稲川 有子 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港西四丁 目8番7号 | 奥田 重直 |
| | 職務 代理者 | 秋田市土崎港中央三 丁目5番16号 | 稲川 有子 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港西四丁 目8番7号 | 奥田 重直 |
| | 職務 代理者 | 秋田市土崎港北一丁 目5番21号 | 菅原 純子 |

平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| ナイス新屋店 | | | |
|----------------|-----------|-----------------------|-------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋元町23番 14-5号 | 菊地 誠 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市旭南三丁目6 番31-101号 | 中川 裕行 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋田尻沢西 町7番16号 | 大門 義廣 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋元町2番 17号 | 横山 秀男 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋田尻沢西 町7番16号 | 大門 義廣 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋元町4番 33号 | 佐々木 博 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋元町4番 33号 | 佐々木 博 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋田尻沢西 町7番16号 | 大門 義廣 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋比内町19 番34号 | 塚田 博 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋元町23番 14-5号 | 菊地 誠 |

平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 秋田駅東西連絡自由通路 | | | |
|-------------|-----------|-------------------|-------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 | 投票 管理者 | 秋田市飯島緑丘町12 番1号 | 小野 尊尚 |

| | | | |
|----------------|-----------|-------------------------|--------|
| 7月21日 | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市下新城野字 街道端西89番地109 | 中川 久美子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港北五丁 目1番13号 | 池田 トリ |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市外旭川字野村 51番地5 | 高橋 キン |
| | 職務 代理者 | 秋田市仁井田小中島 5番13号 | 加賀 巨樹 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市将軍野東二丁 目6番18号 | 伊藤 幸三郎 |
| | 職務 代理者 | 秋田市仁井田小中島 5番13号 | 加賀 巨樹 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市新屋勝平台1 番47号 | 渡辺 トモ子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市保戸野桜町15 番22号 | 小山 良子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市土崎港南三丁 目9番32号 | 佐藤 信利 |
| | 職務 代理者 | 秋田市新屋勝平台6 番34号 | 川崎 義則 |

平成19年7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 河辺市民センター | | | |
|----------------|-----------|--------------------------|--------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺赤平字境 田117番地 | 佐々木 豊志 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺和田字岡 村177番地2 | 佐藤 幸子 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地1 | 熊谷 文雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市豊岩石田坂字 碓106番地1 | 佐藤 喜代隆 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺和田字式 田77番地 | 鈴木 久雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺戸島字本 町36番地 | 泉 弘美 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺北野田高 屋字滝沢52番地2 | 藤島 英治 |
| | 職務 代理者 | 秋田市濁川字堀尾田 1番地の155 | 沓沢 五百子 |
| 平成19年 | 投票 管理者 | 秋田市河辺赤平字境 田117番地 | 佐々木 豊志 |

| | | | |
|----------------|-----------|--------------------------|--------|
| 7月25日 | 職務 代理者 | 秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地 | 佐藤 公紀 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地1 | 熊谷 文雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺和田字岡 村177番地2 | 佐藤 幸子 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺和田字式 田77番地 | 鈴木 久雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市豊石岩田坂字 碓106番地1 | 佐藤 喜代隆 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺北野田高 屋字滝沢52番地2 | 藤島 英治 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地 | 佐藤 公紀 |

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 雄和市民センター | | | |
|----------------|-----------|-----------------------|--------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地 | 佐藤 盛徳 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場五丁目 18番7号 | 阿部 公能 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地 | 石井 房雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号 | 佐藤 栄保 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和種沢字山 王堂84番地1 | 鈴木 静夫 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場五丁目 18番7号 | 阿部 公能 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和相川字銅 屋283番地4 | 金 千代司 |
| | 職務 代理者 | 秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号 | 佐藤 栄保 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和相川字高 野109番地1 | 長谷部 久夫 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場五丁目 18番7号 | 阿部 公能 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地 | 鎌田 嘉一 |
| | 職務 代理者 | 秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号 | 佐藤 栄保 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和石田字前 田105番地1 | 伊藤 隆榮 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場五丁目 18番7号 | 阿部 公能 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和種沢字山 王堂143番地2 | 加藤 志美雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号 | 佐藤 栄保 |

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 岩見三内連絡所 | | | |
|----------------|-----------|------------------------|--------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺三内字道 山97番地 | 加賀屋 和男 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地 | 石塚 稔 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23 | 佐々木 忠雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺戸島字本 町35番地3 | 三浦 昇 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺三内字道 山97番地 | 加賀屋 和男 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23 | 佐々木 忠雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺戸島字本 町35番地3 | 三浦 昇 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺三内字道 山97番地 | 加賀屋 和男 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺三内字寺 田52番地 | 山上 幸子 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺戸島字本 町35番地3 | 三浦 昇 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地 | 石塚 稔 |

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| 大正寺連絡所 | | | |
|----------------|-----------|-----------------------|-------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地 | 福原 昭夫 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1 | 京 極 進 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地 | 工藤 金也 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和新波字本 屋敷170番地 | 加藤 秀尚 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和新波字本 屋敷169番地 | 加藤 文雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和新波字樋 口66番地2 | 池田 節子 |

| | | | |
|----------------|-----------|--------------------------|---------|
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和新波字樋 口26番地 3 | 佐々木 稔 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1 | 京 極 進 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和新波字本 屋敷186番地 3 | 種 村 金 實 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和新波字樋 口66番地 2 | 池 田 節 子 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 又三郎沢 4 番地 2 | 打 矢 文 雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1 | 京 極 進 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和新波字本 屋敷169番地 | 加 藤 文 雄 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和新波字樋 口66番地 2 | 池 田 節 子 |
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和左手子字 清水下134番地 | 嘉 藤 俊 一 |
| | 職務 代理者 | 秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1 | 京 極 進 |

平成19年 7月29日執行 参議院議員通常選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

| イオン秋田ショッピングセンター | | | |
|-----------------|-----------|------------------------|-----------|
| | 職名 | 住 所 | 氏 名 |
| 平成19年 7月21日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺岩見字杉 沢40番地 1 | 戸井田 秀 明 |
| | 職務 代理者 | 秋田市河辺戸島字本 町220番地 | 佐々木 敏 昭 |
| 平成19年 7月22日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺松測字東 沢70番地 | 小 林 信 子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市飯島松根東町 1 番22号 | 奈 良 毅 |
| 平成19年 7月23日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1 | 石 塚 小 枝 子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号 | 廣 田 和 則 |
| 平成19年 7月24日 | 投票 管理者 | 秋田市仁井田新田二 丁目 9 番10号 | 門 脇 勝 男 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号 | 廣 田 和 則 |
| 平成19年 7月25日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和平尾鳥字 中村83番地 1 | 酒 井 慶 一 |
| | 職務 代理者 | 秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号 | 廣 田 和 則 |
| 平成19年 7月26日 | 投票 管理者 | 秋田市雄和左手子字 清水下133番地 | 嘉 藤 一 司 |
| | 職務 代理者 | 秋田市飯島松根東町 1 番22号 | 奈 良 毅 |
| 平成19年 7月27日 | 投票 管理者 | 秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号 | 福 岡 瑠 美 子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市飯島松根東町 1 番22号 | 奈 良 毅 |

| | | | |
|----------------|-----------|---------------------|---------|
| 平成19年 7月28日 | 投票 管理者 | 秋田市河辺松測字東 沢70番地 | 小 林 信 子 |
| | 職務 代理者 | 秋田市飯島松根東町 1 番22号 | 奈 良 毅 |

秋市選挙告示第56号

平成19年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における開票の場
所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法
律第100号）第64条の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 平成19年 7月29日
午後 9 時15分から

秋市選挙告示第57号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議
院比例代表選出議員選挙における開票管理者およびその職務を代
理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和
25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

開票管理者

秋田市手形字十七流174番地の 3 古 谷 隆 一

開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

秋市選挙告示第58号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議
院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者のくじ
を行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭
和25年法律第100号）第62条第 6 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

参議院秋田県選出議員選挙

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 7月26日
午後 6 時から

参議院比例代表選出議員選挙

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 7月26日
午後 6 時30分から

秋市選挙告示第59号

平成19年 7月29日執行の参議院議員通常選挙における在外投票
の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の
2 第 2 項の規定により読み替えて適用される法第48条の 2 第 1 項
の規定により、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭
和25年政令第89号）第65条の13第 3 項の規定により告示する。

平成19年 7月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

| | |
|----------------|------------|
| 所在地 | 期日前投票所名 |
| 秋田市山王一丁目 2番34号 | 秋田市選挙管理委員会 |

秋市選管告示第60号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成19年 7月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

秋田市第66投票区（下新城堰根公民館）

新 秋田市外旭川字神田801番地 1 佐藤 貞 裕
旧 秋田市下新城岩城字下向114番地 須田 亨

秋市選管告示第61号

平成19年 7月29日執行の参議院秋田県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成19年 7月19日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

期日前投票所名 雄和市民センター

7月22日

新 秋田市雄和種沢字山王堂143番地 2 加藤 志美雄
旧 秋田市雄和女米木字高麓沢 1番地 石井 房 雄

農 委 告 示

秋田市農委告示第 9 号

平成19年 7月17日午後 2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年 7月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市上新城道川字深川32番地 相澤恒男の農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 外18件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第51号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 7月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

| | | |
|-----------|-------|------------------------|
| 指定工事事業者 | 代表者 | 所在地 |
| 有限会社 三浦土木 | 三浦 久三 | 由利本荘市矢島町七日町字 熊之堂84番地 1 |

- 2 指定年月日

平成19年 7月25日

秋田市上下水道局告示第52号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成19年 7月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

| | | |
|-----------|-------|------------------------|
| 指定工事業者 | 代表者 | 所在地 |
| 有限会社 三浦土木 | 三浦 久三 | 由利本荘市矢島町七日町字 熊之堂84番地 1 |

- 2 指定期間

平成19年 7月25日から平成22年 7月24日まで

公 告

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第 1 項の規定により、秋田県知事から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成19年 7月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 秋田駅東西歩道橋西側昇降口等整備事業
- 3 起業地
イ 収用の部分 秋田県秋田市榎山字長沼地内
ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所まちづくり整備室
- 5 縦覧期間 公告の日から 7月17日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 6 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成19年 3月28日付け秋田市指令第1377号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成19年 7月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島西三丁目6番16号
有限会社若村建設
代表取締役 若 村 進 豊
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田本町四丁目26番の内、32番、33番1の内、33番2、33番3、34番1、34番2、171番1、171番3、171番4、171番5、172番1、172番2、172番3、172番4、173番および173番地先水路

秋田市公告

旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年7月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公売物件の表示
 - (1) 所 在 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-111
 - (2) 土地の地目 山林
 - (3) 建物の構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 - (4) 面 積 土地1,723.56㎡、建物1,136.39㎡
 - (5) そ の 他 備品一式
- 2 入札参加者の資格
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 入札の場所および日時
 - (1) 場 所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
 - (2) 入 札 平成19年7月31日(火) 午前10時から
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
 - (3) 開 札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部人事課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締切後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 8 公売物件の案内日時および場所
 - (1) 日 時 平成19年7月26日(木) 午後1時
 - (2) 集合場所 現地
- 9 その他
敷地の一部（68.90㎡）が生保内財産区からの借地となっているため、落札した場合は借地の手続きをすること。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成19年7月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 株式会社Z E R Oコーポレーション
代表取締役 高 山 彰
イ 住 所 秋田県秋田市山王五丁目2番18号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 ジェイマルエー土崎店
イ 所 在 地 秋田県秋田市土崎港南一丁目519番1 外
- (3) 小売業を行う主な者の氏名および住所
ア 氏 名 株式会社マルエーうちゃ
代表取締役 打 矢 賢 治
イ 住 所 秋田県秋田市仁井田本町四丁目1番36号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年2月29日
- (5) 店舗面積の合計 2,836㎡
- (6) 駐車場の収容台数 98台
- (7) 駐輪場の収容台数 150台
- (8) 荷さばき施設の面積 334.12㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 121.93㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
ア 開店時刻 9時00分
イ 閉店時刻 23時00分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
8時45分～23時15分
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 3ヵ所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
7時00分～18時00分

2 届出年月日 平成19年6月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成19年7月3日～平成19年11月5日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

後期高齢者医療制度市区町村システム等の開発導入業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年7月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

- (1) 業務名
後期高齢者医療制度市区町村システム等開発導入業務

(2) 業務内容

平成20年4月に施行される高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療制度に対応するためのシステムの開発および導入業務

(3) 業務期間

契約締結の日から平成20年3月31日まで。ただし、厚生労働省および秋田県後期高齢者医療広域連合が提示するセットアップスケジュールに即して、随時必要な機能を提供すること。

(4) 業務規模

本業務の業務規模は、5年間のリース料の総額として、94,584,000円(消費税および地方消費税を含む。)以内を想定する。

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (3) 本市の登録業者であり、ハードおよびソフト等の一括発注ができ、双方責任を持って管理できること。
- (4) 秋田市内に本店、支店、営業所又は代理店契約を締結した提携業者があり、障害時等に迅速に対応できること。
- (5) 過去に本業務の内容と同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (6) 過去10年間に本市又は秋田県内の市町村に対し、本業務の内容と同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部障害福祉課医療福祉室
老人・福祉医療担当
TEL 018-866-2513 FAX 018-863-6362
E-mail: ro-wfsc@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付期間 平成19年7月9日(月)から平成19年7月12日(木)まで
- イ 交付方法 実施要領は、担当部局において希望者に直接交付する。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

| 委 託 名 | 委 託 課 所 | 履 行 期 間 | 入 札 参 加 要 件 |
|-------------------------|------------|-----------|---|
| 史跡秋田城跡水洗廁舎便槽等レプリカ据付業務委託 | 秋田市寺内鶴ノ木地内 | 着手日から75日間 | ①国指定史跡において、遺構の屋外展示用レプリカの製作・据付等の実績があること。 ②租税に滞納がないこと。 |

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成19年7月18日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、

ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から正午まで、および午後1時から午後5時15分までとする。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成19年7月12日(木) 午後5時15分
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参によること。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から正午まで、および午後1時から午後5時15分までとする。

(4) 企画提案書の提出(参加表明書を提出し、選定された者に限る。)

- ア 提出期限 平成19年7月23日(月) 午後5時15分
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 上記3(3)ウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから後期高齢者医療制度市区町村システム等開発導入業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において審査し、企画提案書の提出者を選定する。
- (2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における開発導入予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)の担当部局とする。
- (2) 企画提案書に関するヒアリングを行う。
- (3) 参加表明書および企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で本件プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は、実施要領による。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 対象委託品と同規模以上の業務委託の実績調書(様式2(省略))(契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付)
- ウ 納税証明書
- エ 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 所在地に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 所在地に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成18年度のもの。

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年 7月10日(火)から平成19年 7月18日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

イ 受付場所 秋田市寺内焼山 9番 6号
秋田城跡調査事務所

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成19年 7月30日(月) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市寺内焼山 9番 6号
秋田城跡調査事務所

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成19年 8月 3日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年 7月23日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成19年 7月10日(火)から 7月27日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時とする。

(2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山 9番 6号
秋田城跡調査事務所

6 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市寺内焼山 9番 6号 秋田城跡調査事務所

電話 018-845-1837

秋田市公告

秋田市ポートタワー再生プラン策定委託業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年 7月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市ポートタワー再生プラン策定委託業務

(2) 業務内容

秋田市ポートタワーおよびその周辺の具体的な利活用計画である秋田市ポートタワー再生プランの策定等を委託するものである。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成20年 3月21日まで。

(4) 業務規模

4,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内を想定

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に該当しない者であること。

(2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。

(3) 過去10年間に、地域のにぎわい創出やまちづくりに関する計画、商業施設の計画策定又は調査など、本業務の内容と同種又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1番 1号

秋田市商工部港湾貿易振興課

TEL 018-866-2164 FAX 018-863-8997

E-mail : ro-inhb@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成19年 7月10日(火)から平成19年 8月 5日(木)まで

イ 交付方法 実施要領は、秋田市商工部港湾貿易振興課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/hb/default.htm>）からの入手を原則とする。

また、担当課においても希望者には直接交付する。

（ただし、直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9時から午後 5時15分までとする。）

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成19年 7月19日(木) 午後 5時15分

イ 提出場所 上記 3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9時から午後 5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）、もしくは電送、

電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。なお、電子メールで提出する場合は以下による。これ以外での提出は無効とする。

・作成に使用できるソフトは事前に確認すること。

・1件の電子メールに添付できるファイルは総量 1メガバ

イト以内とすること。それを超える場合は、2件以上に分割すること。

- ・専用ソフトを使用したファイル圧縮や、インターネット上のファイル転送サービスを利用しないこと。
- ・プリントアウト時にA4版となるように設定しておくこと。なお、送信された書類の印刷・複製は白黒印刷で行う。

(4) 企画提案書の提出（別途提出要請を受けた者に限る。）

ア 提出期限 平成19年8月6日(月) 午後5時15分

イ 提出場所 3(1)と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までに限り受け付ける。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市ポータル再生プラン業務委託等業者選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)の担当部局とする。

(2) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類は、提出者に無断で本件プロポーザル以外に使用しない。

(5) 詳細は、実施要領による。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年3月28日付け秋田市指令第1366号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市大町一丁目3番37号

協和石油株式会社

代表取締役 荻原正夫

秋田市金足大清水字堤下17番地1

有限会社エム・ティーサンクス

代表取締役 竹村大一郎

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市豊岩石田坂字上野180番1の内、269番の内、270番、271番1、283番1、299番1、320番1、321番1および323番1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成19年4月11日付け秋田市指令第2653号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に

基づき、公告する。

平成19年7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市川尻みよし町2番12号

足利建築ランド企画

代表 足利 洋

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋沖田町101番1、101番2、101番3、102番1、107番1、107番2、水路および堤

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年7月3日付け秋田市指令第4041号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年7月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市上北手大戸字堀ノ内26番地3

有限会社 アダムス

代表取締役 佐藤宏悦

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市上北手大戸字堀ノ内26番3および26番4の内、同市上北手大戸字関上219番3

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年7月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市農林部農林総務課

2 閲覧期間 平成19年7月24日から

平成19年8月10日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年7月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成19年7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は、次のとおりである。

- (1) 委託名 マイクロフィルムデジタル化業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から平成20年2月29日まで
- (3) 入札参加資格要件

ア マイクロフィルムのスキャニング作業は、社団法人日本画像情報マネジメント協会が認定する文書情報管理士又はマイクロ写真士の資格を有する者が行うこと。

イ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者で、かつ、自社において製作できること。

ウ 秋田市内で委託業務ができること。

エ 過去5年間において、同等の業務を行った実績を有すること。

オ 租税に滞納がないこと。

2 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号による制限を受ける者でないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中の者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成19年8月16日(木) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市財政部契約課入札室（本庁舎3階）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成19年8月20日(月)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年8月1日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 社団法人日本画像情報マネジメント協会が認定する文書情報管理士又はマイクロ写真士の資格を証明できる文書の写し

エ 過去5年間において、同等の業務を受注した実績を証明できるもの

オ 納税証明書

(ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その3）」）

(イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税

（平成18年度分）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」）の提出も可とする。

カ 申込日から3ヵ月以内に発行された登記簿謄本（個人の事業主にあつては、住民票）

5 指名に関する事項

- (2) 申込書等の提出
申込書等の提出は、持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年7月25日(木)から平成19年8月1日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部文書法規課

ウ 申込用紙 秋田市総務部文書法規課又は秋田市ホームページから入手すること。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年8月6日(月)午後後に郵送する。

7 その他

- (1) 閲覧期間 平成19年7月25日(木)から平成19年8月1日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部文書法規課

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部文書法規課 文書担当
電話 018-866-2008

秋田市公告

平成19年9月2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項および第4項の規定により公告する。

平成19年7月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計による一団地の建築物について認定をしたので、

同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成19年7月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市山王五丁目9番2号
チーム・あきた株式会社
代表取締役 見 上 重 新
- 2 一団地の区域
秋田市新屋比内町163-4 他および秋田市浜田字家後130他
- 3 認定年月日
平成19年7月30日
- 4 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部建築指導課
- 5 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市斎場の改築に関する基本・実施設計業務委託について、次のとおり技術提案書の提出を求めるので公告する。

平成19年7月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 委託業務概要
 - (1) 名称
秋田市斎場改築に関する基本・実施設計業務委託
 - (2) 履行期間
平成20年4月下旬から平成21年6月下旬
- 2 受託者の選定方法
 - (1) 方式
本業務の受託者選定は、公募型指名プロポーザル方式による。
すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出した者のうち、(2)に掲げる要件を満たすことが確認された者を指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された者を相手方として随意契約を締結するものである。
 - (2) 技術提案書の提出者に係る要件
 - ア 技術提案書を提出する者は、(ア)と(イ)それぞれの要件を満たす者同士の2社による設計共同企業体でなければならない。
また、イの共通要件をすべて満たす者でなければならない。
 - (ア) 秋田市に本社を有し、本市における建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であり、過去10年間に公共施設の新設および改築工事において単体で延べ床面積4,000㎡以上の設計の実績があること。
 - (イ) 本市における建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であり、過去10年間に斎場又は火葬場の新設および改築工事において単体で延べ床面積4,000㎡以上の設計の実績があること。
 - イ 共通要件
 - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以

上有すること。

- (ウ) 常勤職員を5名以上有すること。
 - (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (オ) 設計業務に関し、国および地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (カ) 本件に関して、他の提案者の協力事務所又は他の設計共同企業体を構成する者になっていないこと。
- (3) 技術提案書の評価基準
 - ア 事務所の実力
資格別技術者数、主要業務実績、類似業務実績
 - イ 担当チームの能力
各技術者の資格・経験年数、総括責任者および各担当主任技術者の主要業務実績
 - ウ 業務実施方針
業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等
 - エ 下記の課題に対する提案内容
 - (ア) 斎場は、故人との最後のお別れをする場であることから、厳粛さを創出するための方策、表現方法についての考え方。
 - (イ) 火葬炉に求められるものについての考え方。
 - (ウ) 周辺環境に配慮した斎場建築の考え方。
 - (エ) 「トータルコストの低減化」のための具体的な方策。
 - (オ) その他の提案（独自に課題を設定する。）
 - (4) 審査
技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。
 - 3 日程

| | |
|-----------------|------------|
| (1) 参加表明書の提出期限 | 平成19年9月7日 |
| (2) 技術提案書提出者の指名 | 平成19年9月20日 |
| (3) 技術提案書の提出期限 | 平成19年11月9日 |
| (4) 技術提案書の審査 | 平成19年11月下旬 |
| (5) 審査結果の通知 | 平成19年12月中旬 |
 - 4 手続等
 - (1) 担当部局
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所 市民生活部 生活総務課
墓地・斎場整備推進室
電話 018-866-2074
FAX 018-866-2415
E-mail: ro-ctmn@city.akita.akita.jp
 - (2) 提出期限 上記3の日程に同じ
 - (3) 提出場所 上記4(1)に同じ。
 - (4) 各種関係資料の交付
各種関係資料については、秋田市ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、担当室においても来室者に窓口配布する。（ただし、窓口配布は土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）
秋田市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>
 - 5 その他
その他、詳細については「秋田市斎場の改築に係る公募型指名プロポーザル方式の実施に関する説明書」によるものとする。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

| 修繕番号 | 修 繕 名 | 修繕場所 | 履行期限 | 入 札 参 加 要 件 |
|------|---------------|---------------|------------|-------------------------------|
| 第9号 | 豊岩浄水場車庫、油脂庫修繕 | 秋田市豊岩豊巻字上野164 | 平成19年9月20日 | ・建築一式工事B級 (基本的要件については別に記載) |

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から建築一式工事のB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年7月24日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
 入札保証金 免除
 契 約 日 平成19年7月26日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年7月18日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

| 修繕番号・修繕名 | 修 繕 場 所 | 履 行 期 限 | 入 札 参 加 要 件 |
|----------|----------|-------------|--------------------|
| 第11号 | 秋田市上下水道局 | 平成19年12月21日 | 次の①～②の要件を満たしていること。 |

公募する。

平成19年7月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年7月6日(金)から平成19年7月18日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ※申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年7月20日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年7月6日(金)から平成19年7月23日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年7月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

| | | |
|---------------------|---------------------------------|---|
| 仁井田浄水場ろ過池 表洗配管修繕 | 仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新 中島221-2) | ①機械器具設置工事A級 ②過去10年以内に秋田県内の浄水場における水 処理設備の施工又は修繕の実績があること。 (基本的要件については別に記載) |
|---------------------|---------------------------------|---|

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあ
るものは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契
約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契
約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者
をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
であること。
 - ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない
こと。
 - エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる
こと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 7 月31日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
 秋田市上下水道局 3階 入札室
 入札保証金 免除
 契約日 平成19年 8 月2日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程お
よび入札心得を遵守のうえ、入札に参加するこ
と。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された
金額に当該金額の100分の5に相当する額を加
算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札
価格とするので、消費税および地方消費税に係
る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もっ
た契約希望金額の105分の100に相当する金額を
入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札
を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上
あるときは、直ちにくじにより落札者を決定す
る。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 7 月25日(水)までに、
次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
イ 施工実績調書(別記様式2(省略))

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

| 番 号 | 物 件 名 | 納 品 場 所 | 納 入 期 限 |
|------|-----------------------|--------------------|--------------|
| 第13号 | ガスクロマトグラフ質量分析計(農薬用)購入 | 秋田市上下水道局豊岩浄水場内指定場所 | 平成20年 2 月29日 |

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録

- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))
(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年 7 月13日(金)から平成19年 7 月25日(水)
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から
午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手
すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 7 月27
日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 7 月13日(金)から平成19年 7 月30日(月)ま
での土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後
4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成19年 7 月20日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 8 月 7 日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14- 8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 8 月10日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 8 月 1 日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年 7 月20日(金)から平成19年 8 月 1 日(水)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

| 修繕番号・修繕名 | 修 繕 場 所 | 履 行 期 限 | 入 札 参 加 要 件 |
|----------------------------------|---|-------------|--|
| 第14号 豊岩浄水場 排泥池汚泥 移送ポンプ分解整備 | 秋田市上下水道局 豊岩浄水場内 (秋田市豊岩豊巻字上 野164) | 平成19年10月19日 | 次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②過去10年以内に秋田県内の浄水場における排水処理施設内ポンプ設備の施工又は修繕の実績があること。 (基本的要件については別に記載) |

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 8 月 3 日(金)午前に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 7 月20日(金)から平成19年 8 月 6 日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 7 月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

こと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 8 月 9 日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 8 月10日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された

金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年8月6日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年7月27日(金)から平成19年8月6日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年8月7日(火)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年7月27日(金)から平成19年8月8日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434